令和8年度 第2回
東京都児童相談体制等検討部会

令和8年7月24日

■ 本日の議題

① 令和8年度ワーキングにおける検討項目

② 共同企画研修等の今後の実施内容の方向性

③ 人事交流等の枠組み等の方向性

④ 子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性

⑤ その他

検討事項①　令和8年度ワーキングにおける検討項目

調査結果より

※ 調査結果の詳細は令和8年度第2回児童相談体制等検討会参考資料を参照

□ **都区児相で統一的対応を行った方がよい事項 / 都児相・区児相・子家センで実務的に議論すべき項目**

⇒ **「性的虐待の初動対応（協同面接を想定する場合を含む）」**に関する回答が**最も多い**

（都児相：3児相、区児相：8児相、子家セン12自治体 が回答 （参考資料：都児相P18、区児相P12、子家センP2））

- ✓ 性的虐待は、被害が潜在化・長期化しやすく発見が困難であるなど、他の虐待と異なる特殊性があり、**子供の安全確保・一時保護の要否に関する迅速な判断**が求められるため、**初動対応が極めて重要**
- ✓ 性的虐待の被害事実確認においては、子供の負担軽減・供述の信用性確保のため**「司法面接的手法」（検察・警察・児相の3機関による協同面接）による聴取**を行う場合があり、他機関（検察・警察）との連携を円滑に行うため、**都区児相の対応の標準化が望ましい**
- ✓ 性的虐待の対応に当たっては、子供の安全確保及び権利擁護のため、**初期段階から**調査の進め方や役割分担等を**子家センと児相が一緒に検討**するなど、**連携した対応**を取ることが**重要**

他機関（検察・警察）との連携を図り、迅速・適切な初動対応を行うため、
子家センとの連携を含めた都区児相統一的な対応が必要

WGの検討項目 ①【案】

協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

検討事項①　令和8年度ワーキングにおける検討項目

調査結果より

※ 調査結果の詳細は令和8年度第2回児童相談体制等検討会参考資料を参照

□ **都児相・区児相・子家センで実務的に議論すべき項目**

⇒ 子家センからの調査回答の中では**「子家セン間のケース移管」**に関する回答が**最も多い**

（子家セン：17自治体が回答（参考資料：子家センP2））

- ✓ **転居ケース**についてはリスク評価と引継・情報共有が重要であり、虐待の再発防止と援助の継続性確保のため、**自治体間で統一的対応が必要**
- ✓ **児相間のケース移管・情報提供**については、全国ルール（転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ）があり、都区児相においては、ルールの解釈や認識の違いにより手続きや支援が円滑に進まない等の課題に対応するため、**R6・7年度WGで議論し、共通認識のとりまとめを実施**
- ✓ **区市町村間のケース移管・情報提供**については、**全国ルールと同様のレベルでの基準はない**

子家セン間のケース移管・情報提供についても一定のルールが必要

WGの検討項目 ②【案】

子家セン間のケース移管

検討事項①　令和8年度ワーキングにおける検討項目

調査結果より

※ 調査結果の詳細は令和8年度第2回児童相談体制等検討会参考資料を参照

□ 日常的な連携（相談・助言）ができているか

⇒ 都児相の2割、子家センの3割が「どちらともいえない」又は「いいえ」と回答

（参考資料：都児相P20、子家センP4）

□ 児相と子家センの連携強化にあたり、日常の業務において何が必要か

⇒ 都児相・子家センともに「東京ルールによらない日常的な相談」との回答が最も多い

（都児相：9児相、子家セン：48自治体が回答（参考資料：都児相P20、子家センP4））

✓ 連携が担当者個人の関係性によることが多い、定例会議以外に相談できる場がないとの意見が複数あり

⇒ 日常的な相談・SVに関する制度的な枠組みが存在しない

✓ 児相職員の不在・多忙により連絡・相談がしにくい（子家センの回答）/子家センのアセスメント力の強化が重要（都児相の回答）との意見が複数あり

⇒ 都児相側の体制も限られている中で、効率的な子家センの後方支援の仕組みが必要

児相と子家センとの連携強化を図るため、子家センから児相へ日常的な相談ができ、相談に対して児相が子家センへ適切なSV機能を発揮できる枠組みについて、整理が必要

WGの検討項目 ③【案】

子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化

検討事項①　令和8年度ワーキングにおける検討項目

WGの検討項目【案】

① 協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応
② 子家セン間のケース移管
③ 子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化

今後のスケジュール【案】

※ 令和8年度は、「課題の共有・論点整理」を実施し、
令和9年度は、それを踏まえた「議論のとりまとめ（成果物作成を含む）」を実施

■ **第1回検討会【令和8年8月27日】**
- ワーキンググループの検討項目（案）、スケジュール（案）について報告

■ **ワーキンググループの検討項目に係る詳細調査を実施【令和8年9月頃】**

■ **第1回ワーキンググループ【令和8年10月頃】**
- 「協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応」に係る課題の共有
- 「子家セン間のケース移管」に係る課題の共有

■ **第2回ワーキンググループ【令和8年11～12月頃】**
- 「協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応」「子家セン間のケース移管」に係る論点整理
- 「子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化」に係る課題の共有
- その他意見交換が必要な事項（R7年度改正東京ルールの運用状況について）

■ **第3回ワーキンググループ【令和8年12月～令和9年1月頃】※状況により書面開催**
- 「子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化」に係る論点整理
- ワーキンググループ中間まとめ

■ **第3回検討部会【令和9年1月頃】**
- ワーキンググループの検討状況の報告

■ 本日の議題

① 令和8年度ワーキングにおける検討項目

② 共同企画研修等の今後の実施内容の方向性

③ 人事交流等の枠組み等の方向性

④ 子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性

⑤ その他

検討事項②　共同企画研修等の今後の実施内容の方向性

第1回検討部会における主なご意見

- 都区児童相談所（以下「児相」と記載）間で、**保護所職員が相互に研修する機会が少ない**
- **都区児相と子供家庭支援センター**（以下「子家セン」と記載）**の職員が同時に参加可能な研修が少ない**
- **子家センにおける心理職SV向けの研修**があるとよい。また、**子家セン職員が保護所の業務を理解する機会**もあるとよい
- **教育と福祉の連携の在り方**を視野に入れた研修があるとよい
- 実務経験や上司・先輩の指導などのOJT、リーダーのマインドが研修効果の増幅の前提となる
- **3～4年目職員向けの研修**が少ないため、交流や意見交換ができる研修があるとよい
- **高齢児童の自立に向けた支援の在り方に関する研修**があるよい

児童相談体制における現状把握のための調査結果における主なご意見

- 研修等の参加が、移動手段の困難さや、職員数が少ないために叶わないのが悩ましい
- 島しょ地区からは交通費の都合で都児相主催の虐待対応研修等への参加が困難

検討事項②　共同企画研修等の今後の実施内容の方向性

今後の方向性（案）

○ 現行の共同企画研修「中堅層強化」、「先進的取組の共有」は継続

- 研修のプログラム内容については、受講者アンケート結果等を踏まえ、引き続き都と区で検討を進める

○ 保護所職員向けの研修の充実

- **「先進的取組の共有」の中で、引き続き保護所職員による発表を選定候補に含める**ことにより、保護所の取組を共有する機会の確保に努める
- **保護所職員に対する研修の更なる相互開放等**を通じ、都区合同研修の機会の拡充を検討

○ 子家セン向けの研修の充実　※検討事項④へ

- **令和8年度は「子供家庭支援センターにおける心理職ガイドライン」のオンライン講義を実施**
  令和9年度から子家セン研修に組み込んで研修の実施に向けて調整中
- 区市町村から都児相への短期派遣研修の中で、**保護所の見学（令和8年度より全所で実施）を継続**
- その他、**子家セン職員が参加可能な研修の充実、オンデマンド配信**を検討

■ 本日の議題

① 令和8年度ワーキングにおける検討項目

② 共同企画研修等の今後の実施内容の方向性

③ 人事交流等の枠組み等の方向性

④ 子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性

⑤ その他

検討事項③　人事交流等の枠組みの方向性

長期派遣

第1回検討部会における主なご意見

○ 相互派遣における対象職種の拡大

- **心理職は異動先が限られる**ため、**都や他区との長期交流があったほうがよい**
- 心理職について、**制度として仕組みがあると職員への声かけがしやすく、出しやすい**
- **保護所職員についても、都区交流や区間交流は効果がある**

○ 相互派遣における区児相間の派遣

- 区児相間の方が同じような業務を行っており行きやすいが、**制度としての仕組みがないと進みにくい**
- 都と区ではケース数や内容が異なり、**都での経験をそのまま区に当てはめられるか懸念**がある
- 基礎自治体としての区政全体の感覚も含め、**区同士のほうが分かり合える面もある**

児童相談体制における現状把握のための調査結果における主なご意見

- **都児童相談所と子供家庭支援センターの相互派遣により、双方向の業務理解を図ることが重要**である
- 長期派遣等により、都の子供家庭支援センターでの経験・知見を有する職員から考え方や経験を共有いただきたい

検討事項③　人事交流等の枠組みの方向性

研修派遣の意向等

※令和8年度児童相談体制における現状把握のための調査結果より

長期派遣

＜子供家庭支援センター＞　参考資料　P6、P10

○ 都児相や区児相、他自治体の子家セン等への研修派遣の意向（長期）

あり	：	12区市
検討したい	：	12区市町村
なし	：	38区市町村

⇒派遣を想定する職種

福祉職（22）　心理職（16）
事務職等（4）　その他（3）　※保育士・保健師等

○ 都児相職員の派遣受入の意向（長期）

あり	：	10区市村
相談の余地あり	：	29区市町村
なし	：	23区市町村

○ 人材確保・育成・定着や都との連携に係る課題や意見

- 相互派遣を行い、双方向の業務理解を図ることが重要
- 区内でも児童相談所と子ども家庭支援センター間の職員派遣について検討している
- こども家庭センターにおける法定人数の設定について、国への働きかけをお願いしたい

＜区立児童相談所＞　参考資料　P15～P16

○ 都を含む他自治体への研修派遣の意向（長期）

あり	：	3区
検討の余地あり	：	2区
なし	：	5区

⇒派遣を想定する職種

児童福祉司（3）　児童心理司（4）　保護所職員（3）

○ 都を含む他自治体職員の派遣受入の意向（長期）

相談の余地あり	：	6区
なし	：	4区

○ 人材確保・育成・定着に向けて独自で実施している取組

- 区内大学機関への出前説明会
- 支援者支援コーディネーターの配置、業務サポートAI（こども家庭庁開発）の導入
- 人材確保育成方針を策定し、計画的な人材育成・研修・OJTを実施

○ 人材確保・育成・定着や都との連携に係る課題や意見

- 人材の確保や専門性の蓄積について、都区双方で協力していきたい

検討事項③　人事交流等の枠組みの方向性

長期派遣

令和8年度相互派遣職員へのフォローアップ状況

【区児相・子家セン➡都児相】 派遣職員へのアンケート調査及び個別ヒアリングを実施
【都児相➡区児相・子家セン】 派遣職員へのアンケート調査及び一同に会した意見交換会を実施

＜アンケートやヒアリング等から見えてきた事項＞

○ **学びや気づきに関する意見**

- 児相、子家センどちらにおいても双方の知識を持つことでケースワークの幅が広がる
- 児相と子家センの役割が明確になり、援助方針や協力依頼のケース検討の齟齬が少なくなる
- 児相と子家センの連携にあたっては、先入観を持たず、都度の対話による合意形成と役割分担が重要
- 派遣先から見た視点での連携の在り方、自組織の動きを捉えることで連携の仕方を学ぶことができる
- 外から自組織を客観的に見る視点が得られ、自組織が改善すべき姿勢やあり方への気づきにつながる

○ **課題**

- 相互派遣の趣旨や目的の明確化と浸透（派遣元・派遣先・派遣職員）
- 派遣元のフォロー体制の整備（定例帰庁日の目的設定、派遣元業務等の動向の共有など）
- 派遣先の受入体制の整備（服務・労務面の準備や案内など）

検討事項③　人事交流等の枠組みの方向性

今後の方向性（案）

長期派遣

☛ **将来的なニーズも踏まえ、幅広い人事交流の枠組みを構築**

- 次年度より、対象職種を児童福祉司に加え、**児童心理司、保護所職員へ拡大**
- 都区間での相互交流に加え、**区児相間の相互交流の仕組みを新たに設定**
- 人事交流がより効果的な取組となるよう、**フォローアップの充実と改善に向けた取組を実施**

○ 区市町村から都児相への派遣（原則2年）【継続】

○ 都児相と区市町村、区児相間の相互交流 【拡大】

✓ 都と特定の自治体又は区児相間で職員を派遣し合う

対　　象	【都】都児相、【区市町村】子家セン、区児相 ※ 児相は児童福祉司、児童心理司、保護所職員が対象、概ね3年程度の職務経験を有する職員
実施規模	都全体で若干名
派遣期間	原則2年
今後の流れ	10月下旬、区市町村に意向調査を実施。その後、意向ありの自治体と個別調整

○ フォローアップの充実と改善に向けた取組

✓ 年度後半にも意見交換会や個別ヒアリングを実施し、フォローアップを継続

✓ **相互派遣の趣旨・目的の明確化、派遣元・派遣先・派遣職員への周知や理解浸透に向けた取組**を検討

検討事項③　人事交流等の枠組みの方向性

短期派遣

第1回検討部会における主なご意見

○ 短期研修・短期実習について

- 児童自立支援施設への5日間程度の短期実習も希望する
- 都児相から区市町村への短期派遣については、子家センの強みである支援プランをベースにした関わり方や、子育て支援事業を都児相職員が体験し、しっかりと獲得することは意味がある

今後の方向性（案）

○ **児童自立支援施設での実習 【継続】**

従前より萩山実務学校においてアセスメント研修として実施。令和8年度より誠明学園での体験研修を開始。現状どちらも1日間での実施であるため、**今後、期間等含め実施内容を検討**

○ **区市町村から都児相への派遣（5日程度）【継続】**

○ **都児相から区市町村への派遣（1～5日程度）【拡大】**

都児相から子家センへの短期派遣については、**令和8年度、渋谷区（児童相談センター）、三鷹市（杉並児相）、府中市（多摩児相）にて先行実施**。派遣先の職員の具体的な動きが理解できるような効果的なカリキュラムを検討の上、**令和9年度以降、順次拡大**していく方針

■ 本日の議題

① 令和8年度ワーキングにおける検討項目

② 共同企画研修等の今後の実施内容の方向性

③ 人事交流等の枠組み等の方向性

④ 子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性

⑤ その他

検討事項④　子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性

第1回検討部会・児童相談体制における現状把握のための調査結果における主なご意見

○ 子家センが抱える課題

- 専門的対応が難しいケースがあり、都児相からの助言・援助があるとありがたい
- 市町村部は、児相が複数市町村を所管する構造上、区部と比較して児相と子家センが連携しにくい。子家センの専門性発揮には、児相側の地域支援の体制強化や市町村への人的・物的支援のバックアップの充実が必要
- こども家庭センターガイドラインにおいて、支援を要するケースについて作成することとされているサポートプランの作成は現状できていない

○ 「心理職ガイドライン」の普及啓発

- 心理職が配置されているものの、ケースワーカー化してしまい専門性が生かされていない
- 児相心理司と子家セン心理専門支援員の情報交換や合同研修の機会があると良い

今後の方向性（案）

- **子家センから児相への相談及び児相から子家センへのSV機能のスキーム化**についてWGで検討
- **子家センの寄り添い支援への対応力向上**に向けた取組を検討
- 令和8年度は**オンライン説明会（講義形式）を実施する**とともに、**子家セン心理専門支援員と児童心理司との連絡会でのテーマに設定し、意見交換**を行う。**令和9年度以降、子家セン研修に組み込んで研修を実施予定**
- その他、**子家セン職員が参加可能な研修の充実**を検討

■ 本日の議題

① 令和8年度ワーキングにおける検討項目

② 共同企画研修等の今後の実施内容の方向性

③ 人事交流等の枠組み等の方向性

④ 子家センの専門性向上に向けた今後の取組の方向性

⑤ その他

専門相談窓口の受付状況概要

受付状況一覧（R8.1.1～R8.7.17）

区分	機関	相談の種別	R7	R8	合計
特別区	児相	一時保護・措置の実務判断	4	2	6
		障害・医療的ケア児への対応	1	3	4
		制度解釈・体制整備	1	1	2
		関係機関連携・通告対応	0	1	1
		児相 小計	6	7	13
	子家	保護者対応・関係構築	1	1	2
		外国籍・国際事案	1	0	1
		子家 小計	2	1	3
		特別区 計	8	8	16
市町村	子家	一時保護・措置の実務判断	0	1	1
		制度解釈・体制整備	0	1	1
		保護者対応・関係構築	0	1	1
		外国籍・国際事案	1	0	1
		関係機関連携・通告対応	1	0	1
		子家 小計	2	3	5
		市町村 計	2	3	5
		総計	10	11	21

＜主な相談の概要＞

□ **一時保護・措置の実務判断**

・施設入所措置解除時の保護者指導の措置継続／解除
・措置延長中19歳児童の自立生活援助
・無断外出児童の一時保護解除・行方不明届手続
・家裁送致ケースの児童自立支援施設への入所調整

□ **障害・医療的ケア児への対応**

・重度心身障害児の一時保護委託終了後の措置先確保
・医療的ケア児の緊急時医療同意・長期的養育方針

□ **外国籍・国際事案**

・無国籍・在留資格無の多子世帯・特定妊婦への公的関与の範囲
・ネグレクト受理中家庭の海外出国に係る入管照会の早期化

□ **保護者対応・関係構築**

・長期海外生活だった児童の自傷・過量服薬への保護者対応
・面前DV通告の記録削除を要求する保護者への対応
・係争中ケースで父からの職員名開示・録音録画要求の対応

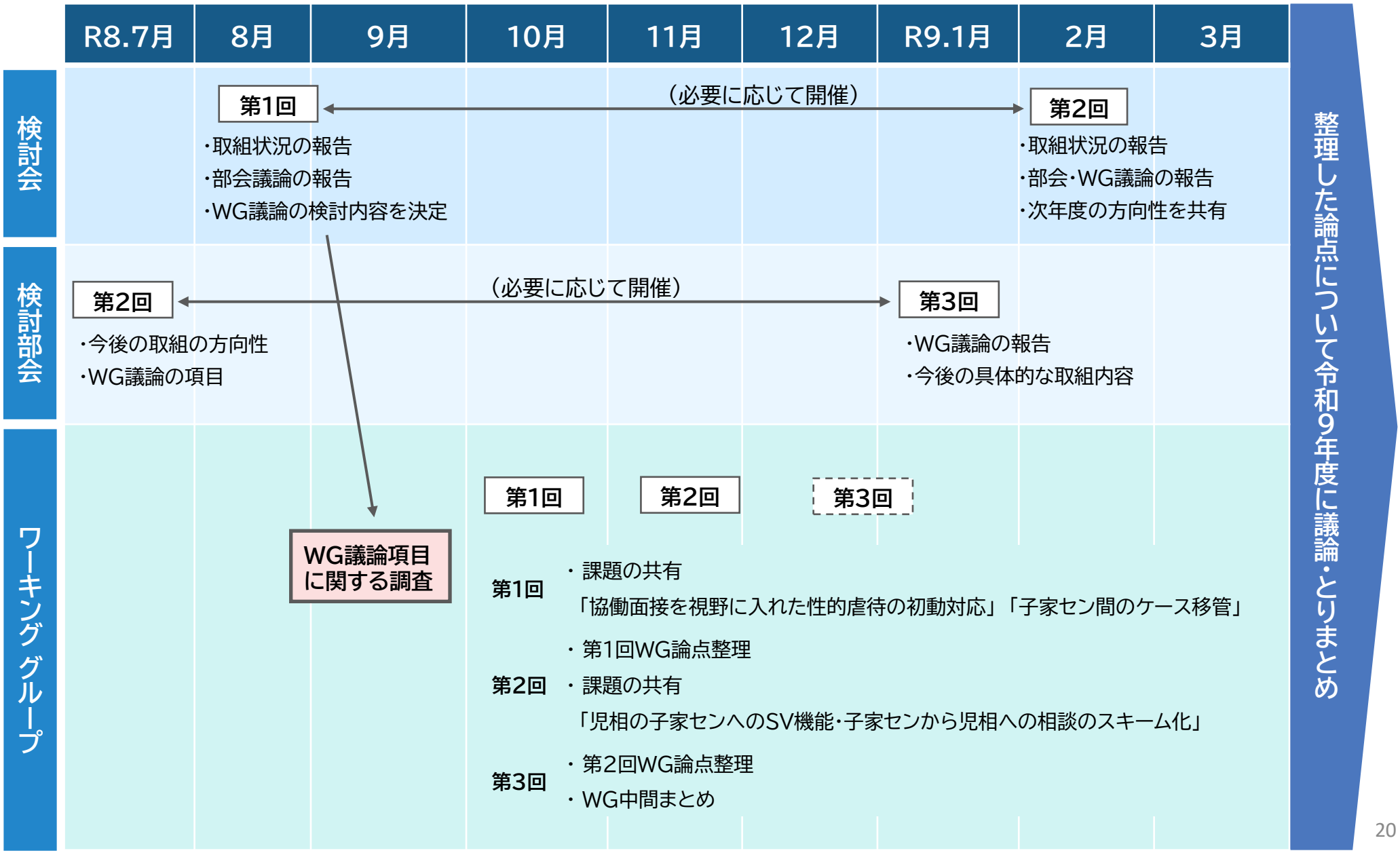
□ **関係機関連携・通告対応**

・SNS動画内の居所不明児童に関する189通告への対応方針
・学校との連携困難（通告元秘匿問題）への対応工夫

□ **制度解釈・体制整備**

・親権者不同意下での同居届の受理可否

今後のスケジュール


R8.7月
8月
9月
10月
11月
12月
R9.1月
2月
3月
検討会
第1回
・取組状況の報告
・部会議論の報告
・WG議論の検討内容を決定
（必要に応じて開催）
第2回
・取組状況の報告
・部会・WG議論の報告
・次年度の方向性を共有
検討部会
第2回
・今後の取組の方向性
・WG議論の項目
（必要に応じて開催）
第3回
・WG議論の報告
・今後の具体的な取組内容
ワーキング グループ
WG議論項目に関する調査
第1回
第2回
第3回
第1回 ・課題の共有
「協働面接を視野に入れた性的虐待の初動対応」「子家セン間のケース移管」
第2回 ・第1回WG論点整理
・課題の共有
「児相の子家センへのSV機能・子家センから児相への相談のスキーム化」
第3回 ・第2回WG論点整理
・WG中間まとめ
整理した論点について令和9年度に議論・とりまとめ

参考資料

P2～11　子供家庭支援センター
- ・業務の標準化
- ・人事交流
- ・心理専門支援員
- ・その他意見

P12～17　　特別区児童相談所
- ・業務の標準化
- ・ケアニーズの高い児童に対する支援
- ・人事交流
- ・人員配置
- ・その他意見

P18～21　　東京都児童相談所
- ・業務の標準化

令和8年度
児童相談体制における
現状把握のための調査結果

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

≪調査概要≫
目　　的：子供家庭支援センターにおける相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題、ニーズ等の把握
実施時期：令和8年5月14日～同月28日
対　　象：62区市町村

【業務の標準化】

（問）R6・7年度、児童相談体制等検討部会WGにおいて、ケース移管に係る全国ルールや「東京ルール」の見直しについて議論を行いました。これ以外に都児相・区児相・子家センで実務的に議論をした方がよい項目があれば教えてください。（例：協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応、医療機関からの虐待通告への対応、子家間の移管ルール）

（主な回答）

子家セン間のケース移管関連（17自治体）

- 住基と居住実態が異なる場合の主担当
- 移管の場合に原則対象者の了承をとることについて
- 要保護児童家庭の転出時のケース移管・情報提供の実施徹底
- 宿所提供施設等、他法の施設に入所した場合や、居所が定まらないケースの担当機関

東京ルール関係（7自治体）

- 区市町村送致の取扱（面前DVを繰り返している、支援に拒否的で子家センの接触が難しい家庭等の対応）
- ケース移管・送致・併行対応時における役割分担や主担当の整理方法、一時保護から家庭復帰する際の児相・子家間の認識差のすり合わせ、記録様式や入力ルールの標準化
- 帰宅拒否を訴える児童への子家センの対応
- 家庭復帰前のケース検討会議について
- 児相が主担当のケースの児相・子家の役割分担の共有
- 特定妊婦が出産後、児童の一時保護に至る場合の対応
- 施設からの家庭復帰等で地域に戻る場合の対応

性的虐待の初動対応（12自治体）

- 性的虐待の初動対応について、具体的なガイドラインがあるとよい

児相間の移管、区児相から他区子家センへの移管（2自治体）

その他

- 外国人家庭支援（在留資格問題、虐待か文化の差なのか）、支援拒否家庭への対応）
- 医療機関がCAPSで検討することを理由に自治体への個人情報の照会を行うことについて
- 一時保護所の必要数、一時保護所における子供の養育体制

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

（問）R7年度に「東京ルール」・「共有ガイドライン」の改正を行いました。「東京ルール」・「共有ガイドライン」の理解を浸透させるために、どのような取組が効果的だと考えられますか。

（主な回答）

【研修・説明会の実施】

- 合同研修の実施（オンライン形式、ハイブリッド形式、動画配信、後日確認できる形や資料展開があると複数職員が任意のタイミングで学べる）
- 各自治体から2名参加の研修を実施し、各子家センでOJT研修により周知徹底をしていく
- 年2回東京都主催の研修があると、職員の異動があった際に理解を深められる
- 階層別の説明会

【事例ベースの理解促進】

- 東京都による事例検討方式での研修
- 児相・子家セン間で東京ルールや共有ガイドラインを用いた実際のケース連携の振り返り
- 改正により対応が変わった事例集の作成
- ケースを通じて「東京ルール」を理解する場が欲しい

【資料・ツールの整備】

- 現場で活用できるQ＆A集やフローチャート・事例集の作成
- 判断に迷う事例が事例共有システムで具体的に見られると良い

【日常業務での浸透】

- ケース会議、進行管理時に東京ルールを意識したフィードバックを実施
- 実際の運用場面で東京ルールのどこに該当するのかを示す
- 児相からケースを通じて適宜アドバイスがほしい

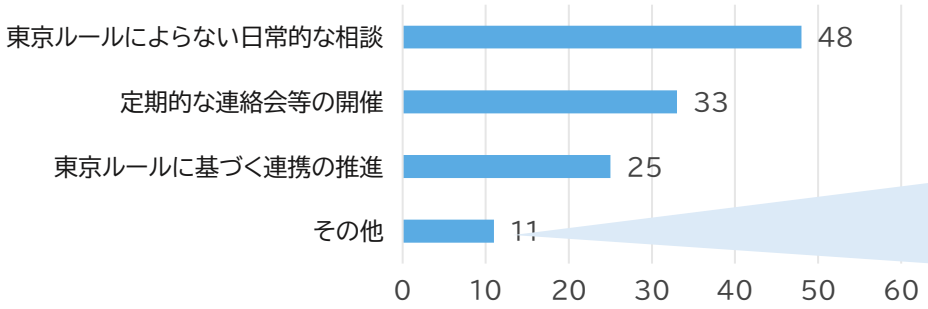
【その他】

- 対面で質疑可能な説明会の複数回の設定
- オンライン研修は短時間でポイントのみだったため、もう少し詳しく説明があるとよい

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

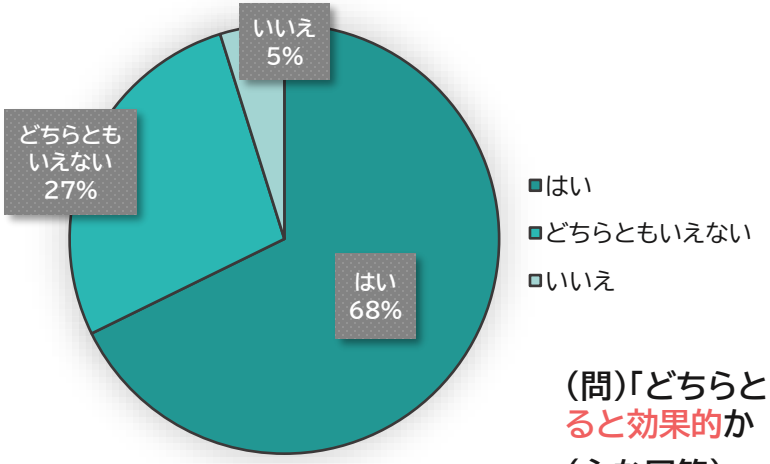
（問）子供家庭支援センターと児童相談所との連携強化にあたり、日常の業務においては何が必要だと考えますか。

（複数回答可）（単位：自治体数）



【その他】
- 日常的な情報共有
- 東京ルールを徹底する等明確な役割分担
- 顔が見える関係づくり
- オンライン会議環境の向上等、情報連携のしやすい環境の構築
- 相互の立場・状況を尊重し、児童の最善の利益のもとに協働している意識を持つ
- 緊急受理会議を合同で行う
- 人員体制の強化

（問）所管児童相談所とは東京ルールの連絡調整によらず、関与ケースについて、日常的に援助（支援）方針の整理や具体的な助言を得るなどの相談が出来ますか。（単位：自治体数／n=62）



（問）「どちらともいえない」「いいえ」を選択した理由

（主な回答）

- 月1回等の定例会では相談可能だが、それ以外の日常的な場面では相談しづらい、所管児相への連絡は組織決定した内容を報告する場との認識
- 児相職員が多忙・不在・対応中であることが多く、タイムリーな相談や情報共有が難しい
- チーフや担当者が変わることで相談のしやすさが大きく変化し、人事異動による関係性の再構築に時間を要する

（問）「どちらともいえない」「いいえ」を選択した場合、状況の解決に向けて、どのような方法があると効果的か

（主な回答）

- 定期的なチーフや課長代理によるSV
- 顔の見える関係性作り（合同研修、定期的な連絡会、オンライン会議等日常的なやり取りの積み重ね）
- 共通様式・共通指標を活用したアセスメントの共有化
- 人員体制の確保（子家・児相双方）

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

（問）児童相談所との連携において課題に感じることがあれば教えてください。

（主な回答）

【役割分担・支援観点の認識共有に関する課題】

- 児相と子センが対等な立場で意見交換できる関係が不可欠。児相の「介入的支援」と子家センの「寄り添い支援」という役割や、双方の立場・専門性に対する相互理解が必要である。
- ケースの見立てやリスクの捉え方、対応スピード感にズレが生じた際のすり合わせの難しさ
- 役割分担が明確でないこと、役割分担の線引きの課題

【方針・アセスメント・情報共有の充実に関する課題】

- 方針や児童福祉司指導内容が共有されないことがある
- 家族関係や子供の状況のアセスメントが弱く、根本的な改善に至らないまま対応を子家センに依頼されることがある
- 児童虐待予防・虐待死0を目指すためには、母子保健、子家セン、児相の三機関のさらなる連携強化が必要

【児相職員の体制・専門性に関する課題】

- 担当児童福祉司が多忙で連絡がつきにくく、レスポンスの遅れや直前の会議開催要請など、タイムリーな連携が難しい
- 担当福祉司不在時の連絡窓口の一元化など、運用面での工夫の必要性
- 人材不足のためか、情報共有やケースの介入が不十分であることがある
- 児相職員に期待する専門性が充分に発揮されていないと感じる場面がある
- 経験の浅い職員も多いため、子家センの後方支援機能の発揮に課題がある

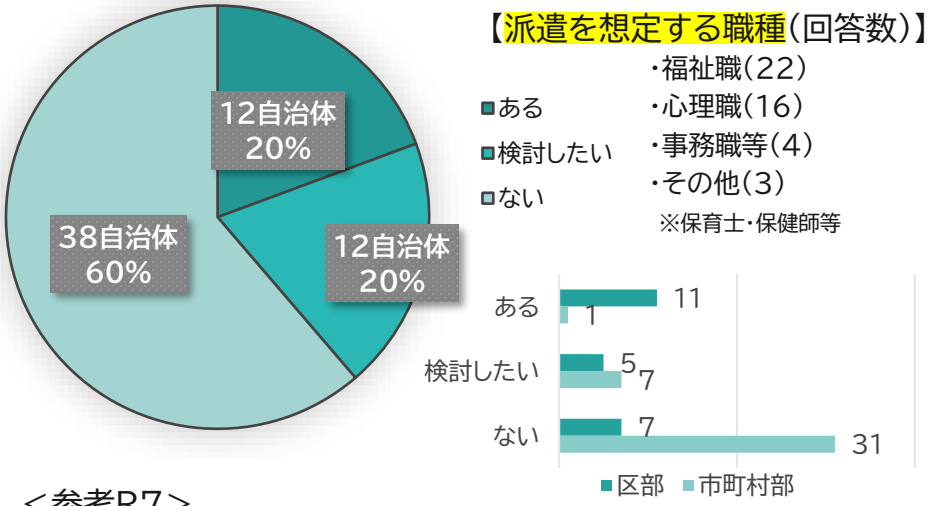
【その他】

- 児童相談所の心理職の活用
- 家庭復帰のケース会議の設定に余裕が必要
- 非行ケース等の対応に関する情報共有が課題

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

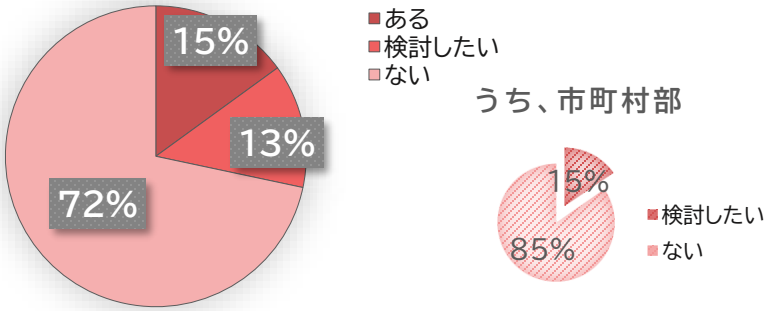
【人事交流 （派遣希望）】

（問）今後、職員の専門性向上や相互理解、異動先の確保等を目的として、都立児童相談所や区立児童相談所、他自治体の子供家庭支援センター等に職員を派遣したい（既に派遣実績がある自治体は継続したい）という意向はありますか。【長期】（単位：自治体数／n=62）



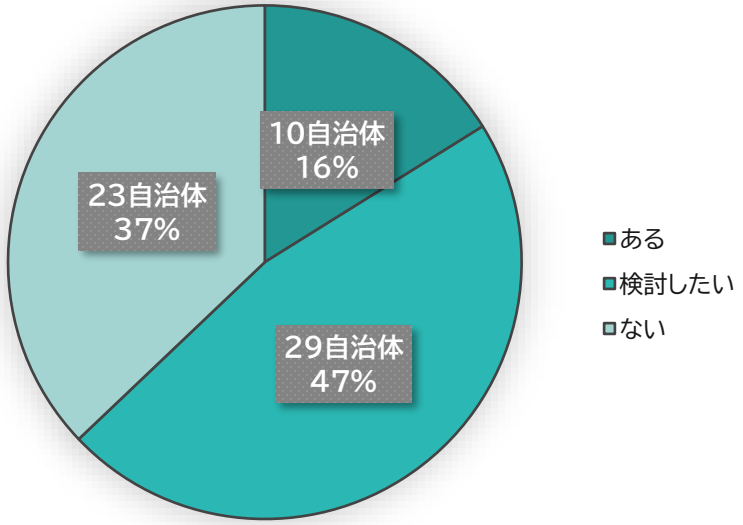
＜参考R7＞

今後、職員の専門性向上や相互理解、異動先の確保等を目的として、都立児童相談所（相談部門）に職員を派遣したい（既に派遣実績がある自治体は継続したい）という意向はありますか。【1年以上の長期派遣】（単位：自治体数／n=57）



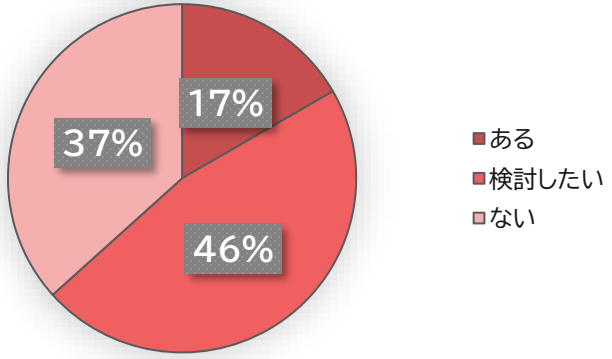
【人事交流 （受入希望）】

（問）「顔の見える」関係づくりや相互理解、地域での支援に関する理解促進を目的に、東京都を含む他自治体の職員を貴自治体の子供家庭支援センターで受け入れることについてどう思われますか。【長期】
（単位：自治体数／n=62）



＜参考R7＞

（問）「顔の見える」関係づくりや相互理解を目的に、都の児童相談所の職員を貴自治体の子供家庭支援センターで受け入れることについてどう思われますか。【長期】（単位：自治体数／n=57）



児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

【心理専門支援員】

（問）心理専門支援員の配置人数を教えてください。（常勤）（自治体数／n=62）

配置あり　28（区：19、市町村：9）／　配置自治体の平均人数　　平均 3.6人（区部：4.8人、市町村部：1.1人）

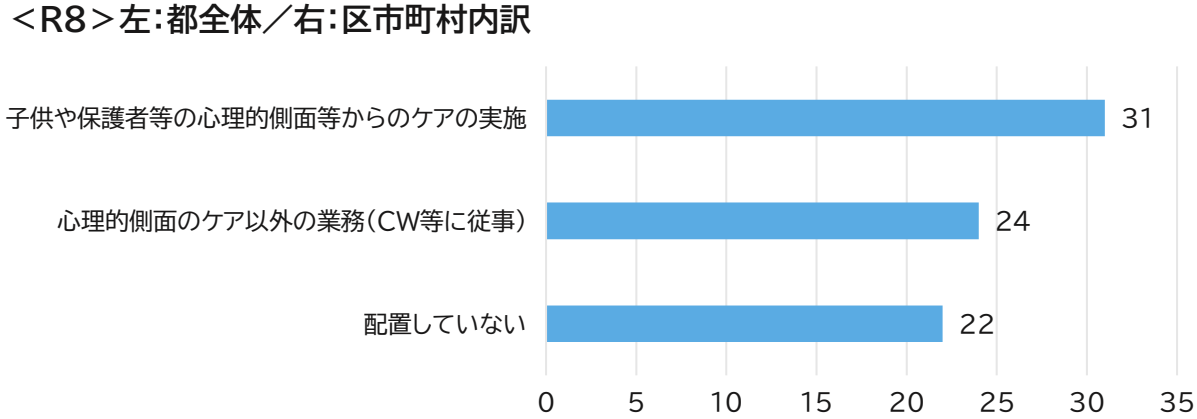
（問）心理専門支援員の配置人数と雇用日数を教えてください。（非常勤）（単位：自治体数／n=62）

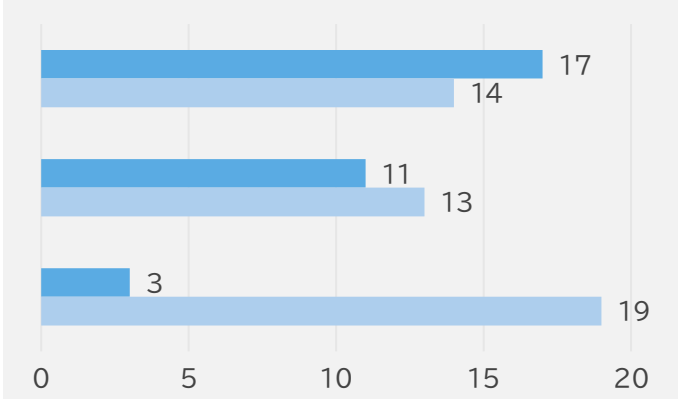
配置あり　23（区：8、市町村：15）／　配置自治体の平均人数　　平均 2.3人（区部：2.5人、市町村部：2.1人）

配置自治体の平均雇用日数　平均 23.5日（区部：34.4日、市町村部：17.7日）

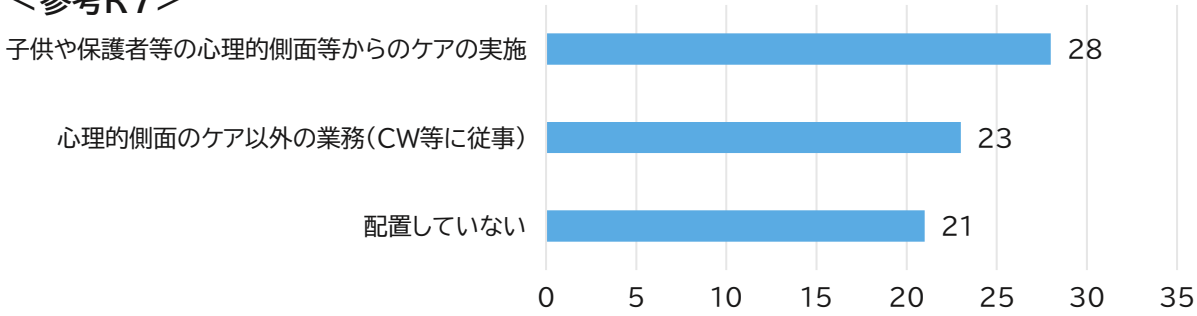
（問）配置している心理専門支援員の業務内容を教えてください。（常勤・非常勤問わない）（複数選択可）（単位：自治体数／n=62）

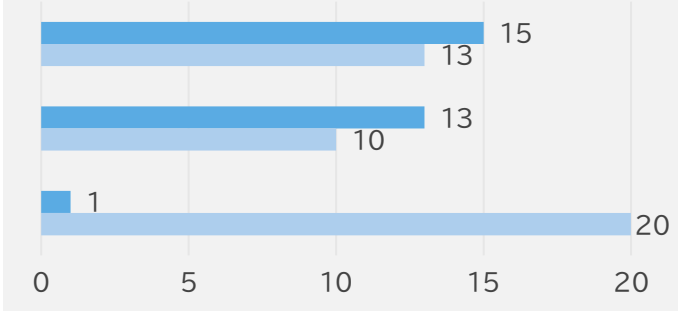
＜R8＞左：都全体／右：区市町村内訳





＜参考R7＞

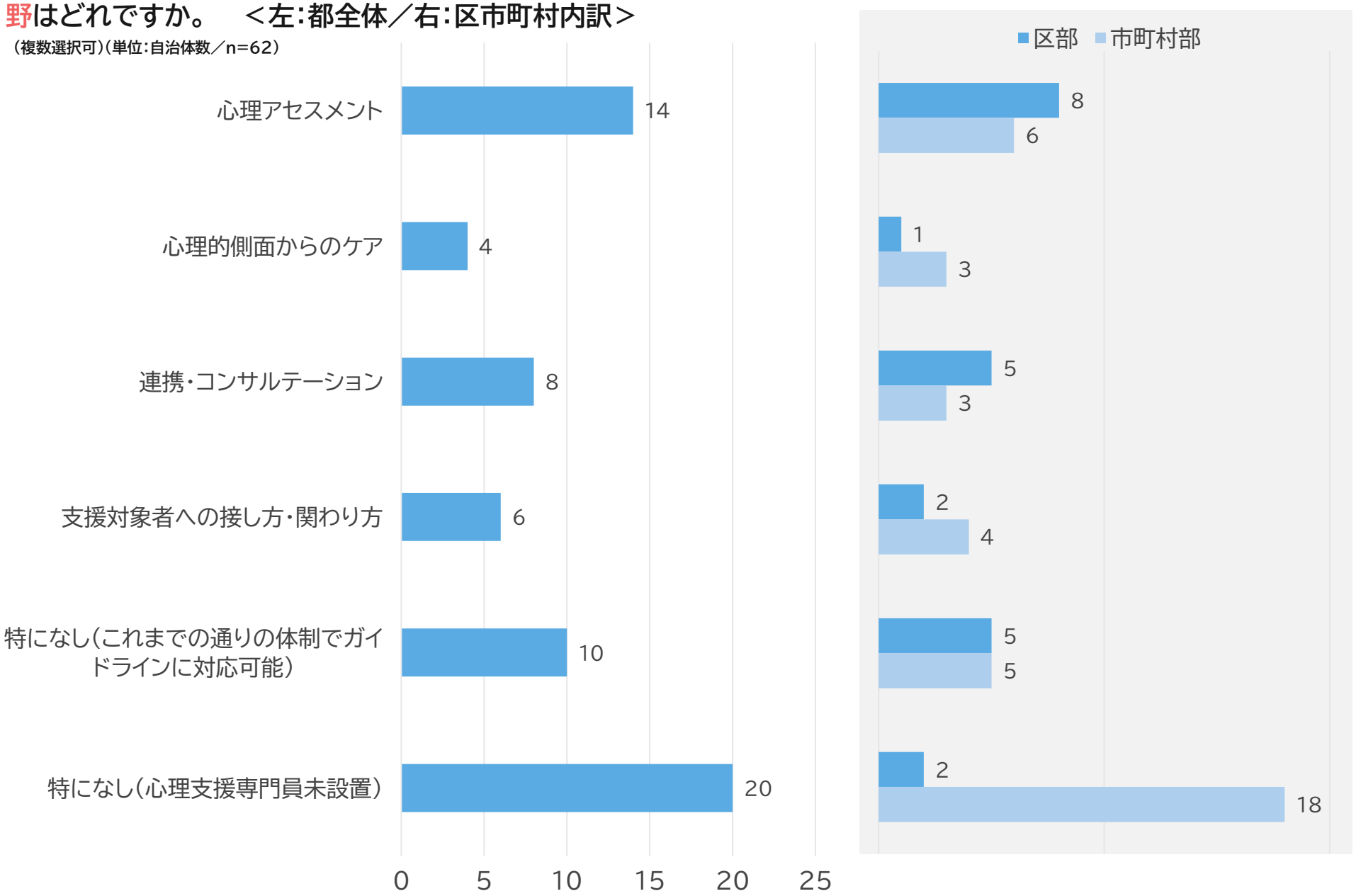




児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

（問）子供家庭支援センターにおける心理職ガイドラインに沿って業務を行うにあたり、最も実施が難しいと感じる分野はどれですか。　＜左：都全体／右：区市町村内訳＞

（複数選択可）（単位：自治体数／n=62）



児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

（問）選択した項目について、児相とどのように連携、または児相からどのような支援があれば実施できるようになると考えますか。

【心理アセスメント】
- 心理検査の実施方法やアセスメントに関するコンサルテーションの実施（区）
- 子供家庭支援センターが対応困難を感じた際に、随時相談できる体制の整備、心理相談依頼の円滑化（区市町村）
- 児童相談所による心理診断・心理検査の実施や、児童心理司の派遣（特に島しょ部）による検査実施及び所見共有（区市町村）
- ケース対応における同席やアセスメントの共有、区市職員の実務場面への同席等を通じた実践的な支援・技術移転の推進（市町村）
- 心理検査の導入判断基準、検査選択の考え方、見立てに応じた検査の種類、結果を支援につなげるプロセスについて、児童相談所の具体的活用事例の共有及び横展開（区）
- 児童相談所で実施している心理ケアや実践内容に関する情報提供の機会の確保（区）
- 都児童相談所が実施する児童心理司向け研修への子供家庭支援センター心理職の参加等の人材育成の共同推進（区）
- 児童相談所の立場から、区市町村の心理職活用に関する助言や区市町村における体制整備への支援（区）
- 心理職配置に関するガイドラインの位置づけの明確化と、補助金等による財政的支援の充実（市町村）

【心理的側面からのケア】
- 児童相談所の児童心理司による心理的ケアの事例報告や実践共有を、定期的・継続的に得られる機会の提供（特に、送致児童のその後の支援経過に関するフィードバックは、支援連携の強化にも資する。）（区）
- 児童相談所で実施しているペアレントトレーニング（ペアトレ）、CARE、性教育プログラム等の研修・実践機会への参加（市町村）

【連携・コンサルテーション】
- 児童相談所の心理職によるSV（スーパービジョン）や事例検討の機会の確保（区）
- 児相心理司と子家セン心理職との情報交換、合同研修、意見交換の機会による専門性向上と相互理解を促進（区）
- 子家セン心理職が児相の専門研修に参加できる仕組みの整備（区）
- 児相・子家セン双方の心理職が担う役割や対応範囲について相互理解を深める機会の創出（役割分担・情報共有の標準化）（区）
- ケース対応が困難な場合に、気軽に相談・依頼できる関係性の構築（区）
- 区内関係機関の心理職間のネットワーク形成・顔の見える関係づくり（現状は福祉職主導で、心理職同士の連携が弱い）（区）
- 児相出身心理職が多く、地域づくり・資源開拓に不慣れな点への支援（区）
- 心理職が専任配置されておらず、組織全体へのコンサルテーション機能が十分発揮できていない課題への対応（市町村）

- **【支援対象者への接し方・関わり方】**
- 心理職同士の情報交換や相談の場の確保（市町村）
- 児童相談所と連携しながら、支援者（養育者等）への関わり方について随時相談できる体制の整備（市町村）
- 電話等によるタイムリーな相談を含め、日常的に連携しながら対応できる支援体制の強化（市町村）

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

【その他意見】（問）その他、人材の確保・育成・定着や都と区市町村の連携について課題や都に対する意見等があれば御記載ください。（主な回答）

1. 人材育成・キャリア形成
・各職種ごとの人材育成計画の策定が必要である。（区）
・福祉職のキャリアパスにより、子供家庭支援センター以外の部署での経験も活かせる児童福祉人材の育成が課題である。（区）
・個人に依存せず、子供家庭センター職員の専門性を高める仕組みづくりを進めていただきたい。（市町村）
・SV級人材の不足への対応を求める。（区）
・区内でも児童相談所と子ども家庭支援センター間の職員派遣について検討している。（区）

2. 人材確保・定着への支援
・心理職や子供家庭支援ワーカー等を募集しても応募がなく、補充が困難な状況にある。都から市町村への派遣体制の整備により、人材確保と質の維持を図っていただきたい。（市町村）
・市町村のみでは人材不足・施設不足を補うことに限界があるため、都による対策を求める。（市町村）
・専門性のある人材の確保・定着が特に困難であり、子供家庭支援センターの専門職充足に向けた具体的支援策を求める。（市町村）
・こども家庭センターにおける法定人数の設定について、国への働きかけをお願いしたい。（区）

3. 都区・都市町村間の人事交流・派遣
・都児童相談所と子供家庭支援センターの相互派遣により、双方向の業務理解を図ることが重要である。（市町村）
・長期派遣等により、都の子供家庭支援センターでの経験・知見を有する職員から考え方や経験を共有いただきたい。（区）
・都職員の出向による支援を希望する。（市町村）
・市の予算上、交換派遣の実施が困難な自治体もあるため配慮を求める。（市町村）
・児童相談業務を直営で実施していない自治体においても、都の人事交流研修等を活用できる機会の確保を求める。（市町村）

4. 研修・情報共有
・児童相談所に関する研修は多いが、子供家庭支援センターを理解するための研修が少ないため、その拡充を求める。（市町村）
・島しょ地区からは交通費の都合で都児相主催の虐待対応研修等への参加が困難。オンライン参加を可能としてほしい。（市町村）

5. 都区・都市町村間の連携強化
・ケースの見立てが一致するよう、既存のツール（チェックリスト等）を都区市町村双方で活用していきたい。（区）
・都職員には、区市町村職員が地域で継続的支援を行う必要性を御理解いただき、丁寧な引継ぎを実施いただきたい。（区）
・都区合同協議、相互出席による方針会議、共同での虐待進行管理、合同研修等の現行の取組を継続し、連携を更に深めたい。（区）
・同行訪問・同席面談の依頼時に、児童相談所が想定する子供家庭センターの役割・目的が現場で十分に共有されず、対応に苦慮する場合があるため、事前の認識共有を求める。（市町村）

児童相談体制における現状把握のための調査結果（子供家庭支援センター）

（問）その他、子供家庭支援センターの専門性向上における課題や都に対する意見等があれば御記載ください。（主な回答）

1. OJT・先行事例の共有
・子供家庭支援センター職員の専門性向上に資するOJTの在り方について、先行自治体の取組事例の共有・情報交換。（区）
・児童相談所への短期派遣研修（1～2週間程度）の実施回数の増加を求める。（市町村）

2. サテライトオフィスやオンラインを活用した連携・助言
・異動やライフイベント等により職員の専門性向上が継続的に図れない場合があるため、児童相談所の児童福祉司・児童心理司による助言が有効である。（区）
・サテライトオフィスにおける連携の更なる強化。（区）
・都児童相談所の担当児童福祉司とメール連絡やオンライン面談の実施。（市町村）

3. 研修機会の拡充・内容の充実
・子供家庭支援センター職員向けの研修機会の提供。（市町村）
・定期的な人事異動により児童福祉の経験が浅い職員も配置されるため、技術継承・専門性向上に資する丁寧な研修を求める。（区）
・経験の浅い職員向けの研修の充実を求める。（市町村）
・相談員の情報交換の機会の設定を希望する。（市町村）

4. 研修受講環境の整備（動画配信・オンデマンド化）
・業務多忙により参加希望を出しても出席が困難な場合が多いため、動画配信の継続を求める。（区）
・ケースの情報収集、アセスメント、支援等を事例形式で学べる動画教材を、随時視聴可能な形式で作成・提供いただきたい。（市町村）
・島しょ部・町村部においては、移動手段や職員数の制約により、都や他自治体との連携・研修参加が困難な状況。（市町村）

5. 業務効率化に資する研修
・相談員の勤務時間の約半分が相談記録の入力作業に充てられており、業務負担が大きい。本来の相談業務に時間を割けるよう、業務効率化に特化した相談員向け研修の開催を希望する。（市町村）

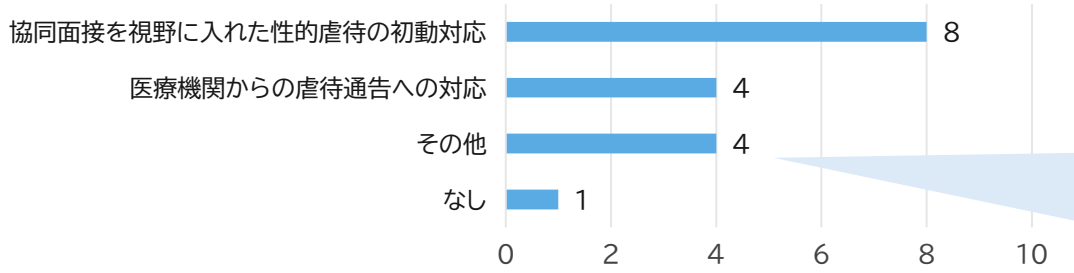
6. 人材確保・定着・処遇改善
・児童福祉相談は対象が18歳未満の児童及びその世帯全般と広範であり、相談内容も多岐にわたる特殊な専門性を要する分野である。自治体単独で専門職正規職員を継続的に確保することは困難であり、事務職からの配置転換職員に過剰な負荷が生じるため、専門性向上の前に職員の定着が課題となっている。（市町村）
・専門職育成の義務化及び資格取得助成に係る補助金の支給を求める。（市町村）
・島しょ部町村における相談対応部署のマンパワー増強を求める。（市町村）

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

≪調査概要≫
目　　的：区立児童相談所における相談援助業務や人材育成等に関する現状や課題、ニーズ等の把握
実施時期：令和8年5月14日～同月28日
対　　象：区児相10所

【業務の標準化】

（問）R6・7年度児童相談体制等検討部会WGにおいて、「ケース移管・家庭復帰」に係る検証を行いました。これ以外に、各区児相、都児相で統一的な対応を行った方が良いと思われることについて、教えてください。（複数選択可）（単位：自治体数）



【その他】
・施設事故時における加害・被害児童への対応に関する情報共有
・施設措置児童の意見表明等支援事業
・特別養子縁組で保護者が承諾しない場合の児相長申立ての要否
・施設入所に関すること

（問）「協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応」を選択した理由を教えてください。

（主な回答）

・他機関（検察、警察）と協同して実施するため、児相ごとに対応が異ならないよう統一した対応（連絡体制・業務フローの統一化）が必要

・児相により対応にばらつきがあり、どの程度の被害で実施するか等の指標があるとよい

（問）「医療機関からの虐待通告への対応」を選択した理由を教えてください。

（主な回答）

・通告機関が混乱しないよう共通の対応と通告機関の周知が必要

・医療機関からの通告はリスクに幅があり、初期対応・要否判定・委託・連携等の対応方法をまとめたマニュアルが必要

（問）「その他」を選択した理由を教えてください。

・情報共有が上手くなされないことがあり、一定程度のルールづくりが必要（施設事故時の情報共有）
・都区児相がそれぞれ独自に実施することで、措置児童や受け入れ施設が混乱する懸念がある（意見表明等支援事業）
・児相によりばらつきがあることは相応しくないため（特別養子縁組関連）
・自治体によって考え方や対応が異なると施設側が混乱するため（施設入所関連）

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（問）R7年度に「ケース移管・家庭復帰」の都区児相・子供家庭支援センターの共通認識をとりまとめ、ケース移管は全国ルールに基づき行うことを確認し、ケース移管ガイドブックを発行しました。その他、各所で移管ルールの理解を浸透させるためには、どのような取組が効果的だと考えられますか。

（主な回答）

- ケース移管に関する所内研修
- 職員に向けたケース移管・家庭復帰に係る都区合同説明会の実施
- ガイドブックを用いた都区合同の研修の実施（課長代理・係長級と一般職員等の職層別の実施）
- 係長級の職員への周知
- 児童福祉司マニュアルへの反映が効果的と考え実施している
- 移管や情報提供の事案ごとに確認していくことと、全国ルールを基本としながらも相手の児相とのやり取りの中で、こどもにとって必要な場合は柔軟な対応も取れるとよい
- ルールの徹底

【ケアニーズの高い児童に対する支援】

（問）日頃のケースワークにおいて、医療との連携やケアニーズの高い児童に対する支援について、課題があれば教えてください。

- 医療と福祉で支援方針や役割認識に差が生じることがあり、情報共有や連携調整に時間を要する場合がある。
- こちらを所管している法律（児童福祉法）と医療機関を所管する法律（医師法や精神保健福祉法など）が異なるため、物事の解釈や基準が異なることがある。
- ケアニーズの高い児童は、児童福祉施設が受入れに難色を示すこともある。
- 医療保護入院が必要なケースがあるが、入院先の病院がなかなか決まらない。治療指導課医療連携担当が進めている医療機関連携ネットワーク等を利用し入院がスムーズにできるようになればありがたい。
- 一時保護委託として受け入れ先の拡大。医療ケア児や発達特性のある児童に対応可能な一時保護委託先が圧倒的に不足している。
- 入院が必要ではないかと思われる児童について、入院を前提に相談できる医療機関が少ない。
- 性的虐待が疑われるケースの受診先について、適当な医療機関が見つからなかない。
- 医療受診において、本人への動機付けや保護者の同意が困難な場合がある。

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（問）ケアニーズの高い児童に対する支援は都区共通の課題ですが、広域自治体からどのような後方支援があるとよいと考えますか。また、都区が一体的に取り組んだ方が良いと思うことがあれば教えてください。

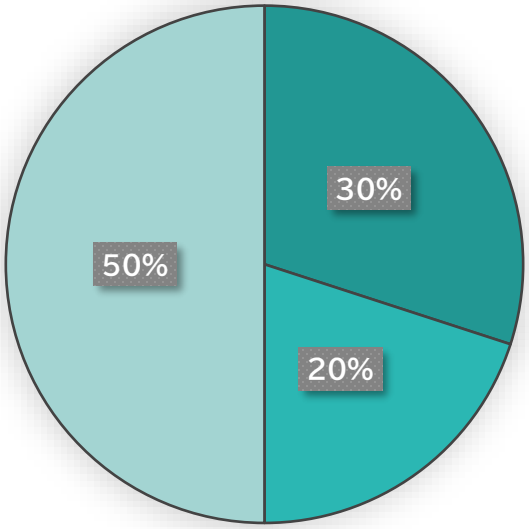
- 専門性の高いケースについては、広域自治体による専門職支援や医療機関との連携支援、また広域での情報共有や研修の機会などがあると良い。
- 児童が入院できる病院のリストの共有や、児相からの案件に融通を聞かせてくれる医療機関が開拓されること。 現在取り組んでいただいている医療連携ネットワークの中で、病院の紹介や仲介等をしていただけるのであれば、ありがたい。
- 専門的かつ珍しい症例（幼児の性感染症、代理ミュンヒハウゼン症候群等）について、他児相での過去の対応例やセカンドオピニオン医療機関等の情報共有をすることがよいと思われる。
- 都区が共同出資し、ケアニーズの高い児童を専門的に受け入れる共同運営型の施設を整備することを検討すべき。
- 治療指導課の活用促進や児童自立支援施設への入所待機待ちが解消するとよい。
- 児童心理治療施設の新設（公設に限らず、指定管理者による民間ノウハウの活用）
- 他自治体、遠方の心理治療施設を利用しているケースが数件ある。また本来は心理治療施設適の児童を養護施設へ入所としていることもあり施設不調の原因となる。治療指導課ぱおやステップ等の心理治療施設機能が拡充されると良い。
- ケアニーズの高い児童に関する社会的養護の枠を一元化して管理し、公平に優先順位をつけていく仕組みづくりが必要。
- 施設の支援・運営に関して重大な事案が発生した際、措置児童がいる都区児相が当該施設と協力しながら対応できる仕組の構築
- 心と身体の医療ケアを必要としている児童を第一線で治療可能な医療機関が、都立小児総合医療センターだけである。将来的に、東部エリアにも広域自治体に対応できる、都立の小児総合病院を開設していただきたい。
- 児童心理治療施設入所の場合は都外施設に打診することになるが、全国的な空き状況を把握する仕組みの構築

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

【人事交流 （派遣希望）】

（問）東京都を含む他自治体に職員を派遣したいという意向はありますか。【長期】（単位：自治体数／n=10）

＜R8＞

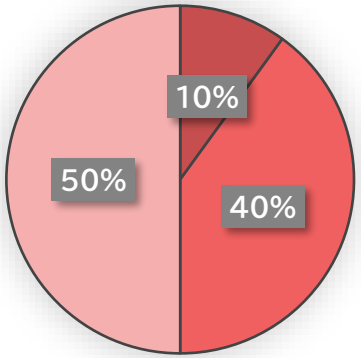


【派遣を想定する職種（回答数）】
- 児童福祉司（3）
- 児童心理司（4）
- 保護所職員（3）
- その他（1）

※児童自立支援施設への派遣

＜参考R7＞

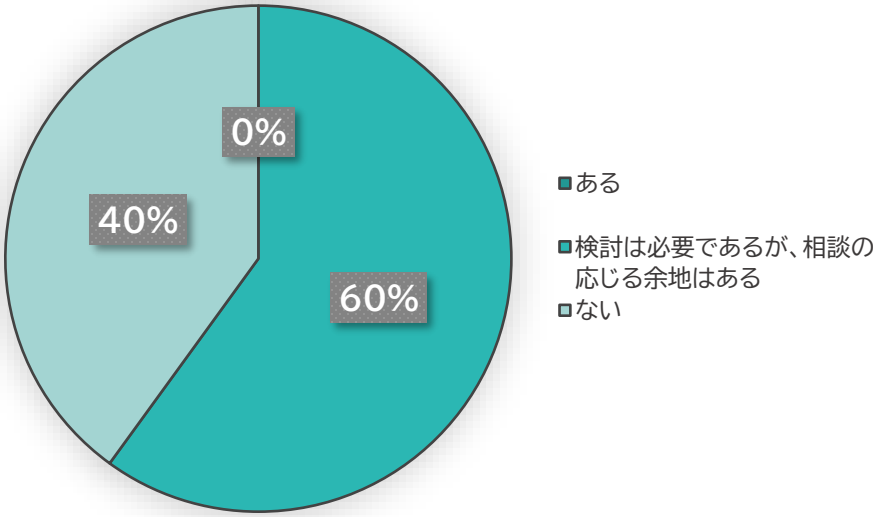
（問）R8と同一



【希望する派遣先（回答数）】
- 区立児童相談所（5）
- 都立児童相談所（3）
- 都立児童養護施設（1）
- 都立自立支援施設（1）

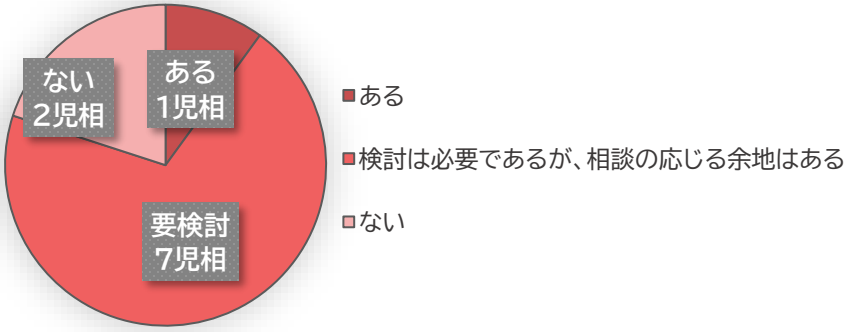
【人事交流 （受入希望）】

（問）「顔の見える」関係づくりや相互理解、地域での支援に関する理解促進を目的に、東京都を含む他自治体の職員派遣を貴区児相で受け入れる意向はありますか。【長期】（単位：自治体数／n=10）



＜参考R7＞

（問）「顔の見える」関係づくりや相互理解、地域での支援に関する理解促進を目的に、都の児童相談所の職員派遣を貴区児相で受け入れる意向はありますか。【長期】（単位：自治体数／n=10）



児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

【その他意見】

（問）その他、人材の確保・育成・定着について課題や都に対する意見等があれば御記載ください。（主な回答）

・現在の児童相談体制の「質」を維持しながら、どのように都区間、区間交流を含む人事異動を行っていくか

・児童福祉司、児童心理司共に経験者採用（他児童相談所、少年院、教育委員会等の経験者）が多い。区職員としては一年目を理由にせず、これまでの専門性を活かせるような担当決めや、そうした職員を大事にする風土があるとよいと考える。

・経験者採用等で年齢差はあったとしてもOJTが上手な職員を担当としてつけるなど工夫が必要。

・区の人事ローテーションや開設からの歴史が浅いこと等の関係もあり、現状、当区の児童相談所でSVに相当する経験と知識を持つ人材が少ないという課題があるため、例えば長期派遣等でSVに相当する知見を持つ人材の派遣も検討いただきたい。

・人材の確保や専門性の蓄積について、都区双方で協力していきたい。個別の事業、システムの利用に関しては個人情報管轄部署、DX部署との一定期間の調整を要することをご理解いただきたい。

【ヒアリングにおける主な意見】

①人材確保・定着／人材育成

- 人材確保・定着が極めて困難であり、新規採用増に伴って育成負担が増大している。
- 特に経験者不足・中堅層不足が大きな課題
- 若手が多く、経験継承が難しい／直接支援経験を積みにくいなど、育成と定着の両立が必要
- 区単独での育成には限界があり、都・特別区全体での人材育成基盤の強化や連携が必要

②SV体制・専門性確保

- SV（スーパーバイザー）人材が不足しており、育成・OJTの成立が難しい
- SVの負担が大きく、育成と通常業務の両立が困難
- 外部SV等に依存しているケースもあり、内部での専門力確保が課題

児童相談体制における現状把握のための調査結果（特別区児童相談所）

（続）【ヒアリングにおける主な意見】

③人事異動・キャリア形成

・短期ローテーションにより専門性が蓄積しにくく、長期的なキャリア形成が困難

・異動先が限られ、特に心理職など専門職のキャリアパスが描きにくい

・専門性確保とローテーション双方のバランス（幅広い経験 vs 専門特化）が課題

④人事交流（都区・区間）

・都区間・区間双方での交流の推進。短期・長期双方の柔軟な交流や、児相・子家・保健所間の交流の必要性

⑤子家センターとの連携・役割分担

・子家と児相の一体運営・連携は進展する一方、役割分担の曖昧さや体制差（定数の有無等）が課題

・在宅支援と措置対応の役割整理が必要

⑥一時保護所・業務負担

・一時保護の増加・定員超過が多くの区で常態化している。施設スペース不足や運営体制のひっ迫が課題。

・職員負担が大きく、残業増や対応負荷（送迎・通学支援等）が課題。

⑦入所調整・長期保護

・入所調整が極めて困難で、長期保護（200日超・500日超等）が発生。特に高齢児・困難ケース・発達課題児の受入先不足が顕著

・入所調整システムの改善・マッチング精度向上の必要性

⑧里親・フォスタリング

・里親委託率の伸び悩みや、困難ケースへの対応限界が課題

・里親を第一選択とする文化醸成やマッチング改善、支援体制強化が必要

児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

≪調査概要≫
目　　的：都立児童相談所における相談援助業務や子供家庭支援センターとの連携に関する現状や課題、ニーズ等の把握
実施時期：令和8年5月15日～同月28日
対　　象：都児相13所（児童相談センターは相談援助第一課・第二課をそれぞれ所として計上）

【業務の標準化】

R6・7年度、児童相談体制等検討部会WGにおいて、ケース移管に係る全国ルールや「東京ルール」の見直しについて議論を行いました。これ以外に都児相・区児相・子家センで実務的に議論をした方がよい項目があれば教えてください。（例：協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応、医療機関からの虐待通告への対応、子家間の移管ルール）

（主な回答）

東京ルール関係（4所）

- 児相が区市町村送致した日付と子家センの受理日が異なる場合があるため、区市町村送致の「受理」の考え方を整理したい。
- 保護者へのアプローチがなく援助要請・送致がなされるケースもあるため、ケース内容を踏まえた具体的な運用についての議論が必要。
- 同居人届に係る児相から子家センへの指導委託の流れや指導方法・内容・解除のタイミング等、安全確認基準の共有、居所不明児童の対応の共有。
- 区市町村送致を受ける基準について

性的虐待の初動対応（3所）

- 家族の生活時間や家庭内の間取り、加害親ではない親について等の被害以外の聞き取りをしてほしい。
- 「協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応」は議論した方がよい。
- 協同面接実施の可能性を踏まえた上での性的虐待の初動対応における子家と児相間での役割分担。

医療機関からの通告対応（3所）

- 重篤ケースの初動対応、医療機関や警察署等との連携・対応
- 医療機関からの虐待通告後の児相と子家センの役割分担、地域での対応について

ケース移管（子家セン間のケース移管含む）（2所）

- 子家セン間のケース移管・情報提供のルールがあると助かる。一定の基準を設け漏れなく子家セン間での引継がなされることが必要。
- 子家セン児相一体型の児相から子家センへの移管について、児相から児相への移管ではなくケースにより判断し柔軟に対応してほしい。

その他

- 要対協の会議について一定の統一が図れると各区市町村同士で共通認識を持ちやすくなるのではないか。
- 「東京ルール」によらない相談への対応についての記録の方法
- 性被害にあった児童が安心して診察を受けられる医療機関の開拓
- 児童福祉相談の第一義的窓口が子家センであることの地域への普及啓発、実践（地域のトリアージ力向上）
- 児童相談所職員の資質、能力の向上について
- ルールは整備されてきたため、ルールの狭間を埋めるために何ができるかを議論してはどうか。

児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

（問）R7年度に「ケース移管・家庭復帰」の都区児相・子供家庭支援センターの共通認識をとりまとめ、ケース移管は全国ルールに基づき行うことを確認し、ケース移管ガイドブックを発行しました。その他に、各所で移管ルールの理解を浸透させるために、どのような取組が効果的だと考えられますか。

（主な回答）

【研修・勉強会の実施】

- 研修、説明会の実施（都区合同事例検討研修（中央・地域）、チーフ研修等のテーマとして取り上げる）
- 管轄内の子家センと児相が合同で勉強会・ケーススタディを実施する

【実践・運用面からの理解促進】

- 各自が資料を読み込み、実際のケース移管の際に手順を丁寧に確認しながら進めていく
- 担当児童福祉司が転居情報を把握した段階で迅速にチーフや課長代理へ報告・連絡・相談を行いながら進めることが必要
- 3年未満の人が多いのでチーフ・課長代理・所長が意識する

【その他】

- 所内で移管ルールの理解を深めても、移管先・移管元との認識の違いから移管協議がスムーズにいかない場合もあり、手続きの流れだけでなく、移管ケースの事例を示し、ポイントを具体的に示したほうが良い
- 実際に必要に迫られないと読み込むことすら厳しく、まずは課長代理やチーフ、主任等上からの理解を深めた方が良い

（問）R7年度に「東京ルール」・「共有ガイドライン」の改正を行いました。「東京ルール」・「共有ガイドライン」の理解を浸透させるために、どのような取組が効果的だと考えられますか。

（主な回答）

【合同研修・読み合わせ】

- 子家センの係長級と児相チーフ、課長代理級とが共通の研修の機会を持ち、東京ルールを読み合わせたり好事例を紹介する
- 児相と子家双方で合同勉強会・研修等を行い理解を深める
- 都区合同研修（講義・事例・ディスカッション形式等）
- 管轄内子家セン・児相合同での勉強会・ケーススタディの実施
- 所内で読み合わせ等の時間を取り周知する

【関係機関との打合せ・連携】

- 要対協の担当係長と改正にあわせて複数回打合せを実施し、その後子家セン職員（係長クラス）と改正内容を読み合わせ、質疑応答を行う
- 総合連携課の協力を得て、児相・子家センの話し合いの場に総合連携課も同席し、東京ルールや移管の認識を深め、リスクに応じたケースワークを実施できるようにする

【事例の積み重ね・具体化】

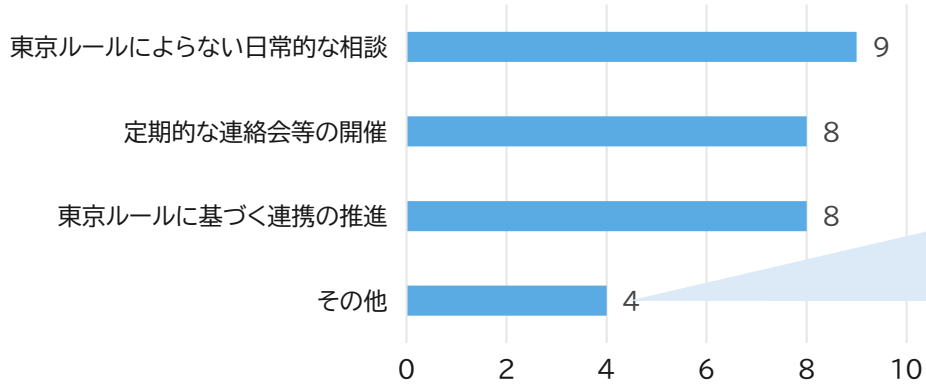
- 事例を積み重ね、運用上の課題を共有・整理する
- 実際のケース事例等を踏まえて、より具体的に示しながら理解を深めていくことが必要

【その他】

- どこまで地域で支援をするかのイメージを持てるよう、具体的な事例等を挙げながら「地域で可能な支援」についてガイドラインに盛り込めるとよい

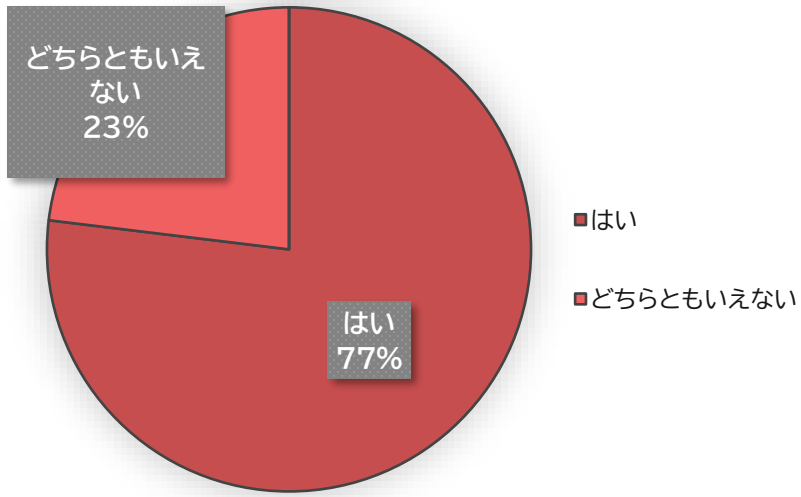
児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

（問）子供家庭支援センターと児童相談所との連携強化にあたり、日常の業務においては何が必要だと考えますか。
（複数選択可）（単位：児童相談所数）



【その他】
・勉強会
・日常の各種会議（受理会議、協議）において理屈付けを意識し、丁寧に言語化したうえで、意思疎通を図る
・改まった会議等より、協働場面を増やし相互理解を深めるなど、コミュニケーション等のレベルからだと感じる
・当所は、管轄2区とオフィスアワーという時間帯を設定し、区で対応に困っているケースに関するスーパーバイズを実施している

（問）管内子供家庭支援センターとは、東京ルールの連絡調整によらず、関与ケースについて日常的に援助（支援）方針の整理や具体的な助言を行うなどの連携を行っていますか。（単位：児童相談所数／n=13）



（問）「どちらともいえない」を選択した理由

（主な回答）

- 月一の全体会・調整会議にて情報共有を行っているが、チーフの裁量により実施している部分が大きく、組織的に統一した対応には至っていない
- 担当者同士や、上席同士の関係構築度合いによる
- 個々のケースでは連携しているが、組織的・定期的には行えていない

（問）「どちらともいえない」を選択した場合、状況の解決に向けて、どのような方法があると効果的か

- **（主な回答）**
- 月1回程度、チーフが管内こども家庭センターの会議に出席
- 協働する場面を増やし相互理解を深める

児童相談体制における現状把握のための調査結果（東京都児童相談所）

（問）子供家庭支援センターとの連携において課題に感じることがあれば教えてください。

（主な回答）

【終結時のタイミングの認識差】

- 一時保護時における子家センの支援終結の傾向と、終結タイミングに関する認識差
- 児童福祉司指導措置時における子家センの支援終結時期、継続的な「のりしろ」支援の確保に関する課題
- 自治体ごとの考え方の違いによる終結判断のばらつき

【日常的な連携】

- 日常的かつ具体的な連携強化の取組の必要性
- 管理職間での定期的な意見交換
- 異動に伴う関係構築の継続性確保の難しさ
- 顔の見える関係づくり

【子家センの専門性向上に関する事項】

- 電話相談等における助言（SV）の位置づけがなく、組織的協議を踏まえた子家センから児相への相談体制の整理が必要
- 子家センにおける調査範囲・関わり方の幅に関する認識差
- 管内・管轄市町村間における体制・経験値の差への配慮の必要性
- 専門的助言を求める目的での援助要請・送致の位置づけの整理
- 子家センにおけるアセスメント力強化に関する課題・職員体制や人材育成機会の充実の必要性・勤務体制上の制約を踏まえた実地対応力（家庭訪問等）の確保に関する課題

【その他】

- 双方の役割への理解不足および支援観点の違い（リスク重視と関係維持重視）に起因するアセスメント判断の差
- 子家センが地域における一義的な相談窓口としての役割の周知の浸透不足
- 東京ルール・共有ガイドラインの解釈・運用に関する認識の差、・援助要請・送致に至るまでの状況把握（特に家庭全体把握）の充実に関する課題